

第 4577 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 9月26日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 非居住者に対する退職所得の源泉徴収

**Q**：来年から源泉徴収制度が変わるようですが、非居住者に対する退職所得の源泉徴収はどのようになりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

#### ①原則的取扱い

非居住者に対して支給する退職手当等は、その退職手当等のうち受給者が居住者であった期間に行った勤務に基因するものが源泉徴収の対象になり、この場合には、一律20.42%(所得税20%、復興特別所得税0.42%)の税率で計算した所得税等を源泉徴収します。したがって、海外支店等の勤務で継続して1年以上国外に居住する者は、所得税では非居住者として取り扱われますので、こうした非居住者に対して退職手当等を支払う場合には、その非居住者が居住者であった期間の勤務に対応する部分について20.42%(所得税20%、復興特別所得税0.42%)の税率で計算した所得税等を源泉徴収しなければなりませんので注意が必要です。なお、その退職手当等が居住者としての勤務期間と非居住者としての勤務期間とを合算した期間に対して支払われるものである場合には、その退職手当等の額を居住者であった期間に対応する部分と非居住者であった期間に対応する部分とに按分して、課税対象となる金額を算定しなければなりません。

#### ②例外的取扱い

その年中に支払われる退職手当の総額を居住者が受けたものとみなして、居住者と同様の課税を受けるということも認められています。

